別表第一（第三条関係）

（略）	（略）
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）	第二十条第五項、第七項及び第八項（いずれも同条第九項において準用する場合を含む。）、第二十二条第八項並びに第三十八条
（略）	（略）
環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成十二年総理府令第九十八号）	第二十八条
土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）	第六十五条第四号及び第六十六条第三号（第七十六条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）	第三十九条
（略）	（略）

別表第二（第五条関係）

（略）	（略）
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）	第二十条第一項（同条第二項及び第九項において準用する場合並びに汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第五条第二十三号及び第十三条第一項第一号の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）、第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び第四項（同条第九項において準用する場合及び汚染土壌処理業に関する省令第五条第二十四号の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）並びに第二十二条第八項
（略）	（略）

別表第一（第三条関係）

（略）	（略）
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）	第二十条第五項、第七項及び第八項、第二十二条第八項並びに第三十八条
（略）	（略）
環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成十二年総理府令第九十八号）	第二十八条
（新設）	（新設）
環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）	第三十九条
（略）	（略）

別表第二（第五条関係）

（略）	（略）
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）	第二十二条第八項
（略）	（略）